

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する
条例

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条第8項」を「第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第8項」に改める。

第13条第3項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 生活介護を受ける者（次号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び改正後の条例第13条第4項の規定の例により行うことができる。